

農林土木工事特記仕様書（令和 8 年 8 月 1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和 6 年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第 2 条 「徳島県農林土木工事共通仕様書令和 6 年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4.運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1.選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（1 日未満で完了する作業の積算）

第 3 条 1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、別に定める「1 日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。

(週休2日確保工事)

第4条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領：

吉野川市ホームページ <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2022051000028/>

ご協力をお願いします	
週休2日確保工事	
○ ○ ○ ○ ○ ○ を	
なおしています	
令和○年○月○日まで	
時間帯○:○○~○:○○	
○○○○工事	
発注者 吉野川市	
電話 ○○-○○○○-○○○○	
施工者 ○○○○建設株式会社	
電話 ○○-○○○○-○○○○	

(標示板記載例)月単位の場合

ご協力をお願いします	
週休2日確保工事	
完全週休2日(土日)	
○ ○ ○ ○ ○ ○ を	
なおしています	
令和○年○月○日まで	
時間帯○:○○~○:○○	
○○○○工事	
発注者 吉野川市	
電話 ○○-○○○○-○○○○	
施工者 ○○○○建設株式会社	
電話 ○○-○○○○-○○○○	

(標示板記載例)完全週休2日(土日)の場合